

静岡産業大学卒業延期制度に関する規程

(設 置)

第1条 静岡産業大学（以下「本学」という。）に、卒業の要件を満たす学生が就職活動または進学準備のため引き続き在学を希望する場合に、卒業を延期し、在学することを認める卒業延期制度を設ける。

(資 格)

第2条 卒業延期を志願することができる者は、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 静岡産業大学学則（以下「学則」という。）第28条（卒業の必要単位数）に規定する卒業の要件を満たす者
- (2) 引き続き在学することにより、在学期間が学則第3条（修業年限及び在学年限）第2項に規定する年数を超えない者
- (3) 学則第31条（授業料等の納付）に規定する指定期日までに授業料等の納付金を完納している者。また静岡産業大学学費等納付規程に基づく分納・延納の許可を得ているときは、3月31日付での卒業の延期を志願する場合は当該年度の1月15日時点で、9月30日付での卒業の延期を志願する場合は当該年度の7月15日時点で、授業料等の納付金を完納している者。

(期 間)

第3条 卒業延期制度による在学期間は、半年間とする。ただし、引き続き当該制度の適用を希望する場合は、半年ごとに延長することができる。ただし、卒業延期制度による在学期間は、通算して2年を超えることができない。

(納付金)

第4条 卒業延期者の授業料等納付金の額は、履修登録の有無、履修登録単位数にかかわらず、次のとおりとする。

授業料、施設設備費	卒業延期制度により在学する半期分について30%納付
実習費	2014年度以前の入学者は、卒業延期制度により在学する半期分について30%納付
後援会費、学友会費、学生教育研究災害傷害保険料	卒業延期制度による在学が前期の場合、当該年度分について全額納付

(手 続)

第5条 卒業延期を志願する者は、所定の期日までに卒業延期願（様式第1号）を提出しなければならない。

2 卒業延期者の審査は、提出された書類等により教務委員会及び教授会において行う。

3 前項により卒業延期を認められた者は、所定の期日までに前条に規定する納付金を納付しなければならない。所定の期日までに納付金が納付されなかった場合は、卒業延期を取り消し、当該学期末の卒業とする。

4 学長は、納付金を納付した者に卒業延期を許可し、卒業延期許可証（様式第2号）を交付する。

(授業科目の履修)

第6条 卒業延期者が授業科目の履修を希望する場合は、本学が定める年間履修制限単位数の範囲内で授業科目を履修することができる。

(卒業の時期)

第7条 卒業延期者の卒業の時期は、延期後の在学期間が終了する学期の終わりとする。

(休 学)

第8条 卒業延期期間中の休学は認めないものとする。

(納付金の返付)

第9条 既納の納付金は、原則として返付しない。

(許可の取り消し)

第10条 卒業延期を許可された者が、事情変更により当該学期末の卒業を希望する場合は、所定の期日までに卒業延期許可取消願（様式第3号）を提出するとともに、卒業延期許可証を返付しなければならない。

2 卒業延期許可の取り消しを認められた者の納付金は、全額返付する。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、学則その他学生に関する諸規程は、卒業延期者にもこれを準用する。

(庶 務)

第12条 卒業延期制度に関する庶務は、大学事務局学務課が行う。

(改 正)

第13条 この規程の改正は、大学協議会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成22年2月1日から適用する。

附 則

この規程の改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規程の改正は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この規程の改正は、平成30年4月1日から施行する。